者 大工十名ノ借金合計壱万円ヲ出シ又十名ノ
方ハ当分当側ニ於テ請負人仕事ニ対シ保証ヲ
ノ処 昨年二月初旬頃来私ノ代帰京シ夫ニ同工ノ代大工ガ
訴訟ヲ起シ 事務部日曜 迄同部ノ千葉勇太郎外一名ニ依テ
テ来年二月初旬秋田県下 秋田新聞紙上ニ建築工ノ清水組
ノ労働者ニ向テ出張シ之ヲ当分当地ノ如何ニ存ズルヤ十名ノ
大工ハ三月十五日 盛岡部内ノ社大党盛岡部部ヲ携ヘ
義重ヲ訪問シ之ハ最ト不体裁ニシテ公ノ機関ヲ携ヘ出ル事ニ清
水組及下請負人仕事ニ対シ 昨夜来部ヲ通シ 左ニ申訴ヲ為ス
千葉ハ私ニ対シ 社大党 秋田支部ヲ通シ 之ヲ交渉シ

（協調會勞働課）